

ご受診ください！

令和2年度 高齢者肺炎球菌予防接種（定期）

問 保健センター ☎92-2045



65歳の方は、高齢者肺炎球菌予防接種の定期接種対象者です。平成31年度から令和5年度までの5年間、65歳から5歳刻みで節目の年齢にあたる方も定期接種の対象となりました。今年度の対象年齢に該当し接種を希望する方は、令和3年3月末までに接種を受けてください。（定期接種の対象は、今までに一度も接種をしたことがない方です）定期接種対象外で接種を希望する方は、町独自の助成（任意予防接種）を2回まで受けることができます。

	定期予防接種	任意予防接種
	基山町に住所を有する方	
対象者	これまでに高齢者肺炎球菌ワクチンの接種を受けたことがなく、次の①又は②に該当する方 ① 65歳の方 （昭和30年4月2日～昭和31年4月1日生） ※令和5年度までは経過措置あり（表1参照） ② 60歳以上65歳未満の方で、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の生活活動が極度に制限される程度の障がいやヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がいや有する方	接種日に65歳以上の方で定期予防接種の対象年齢に該当しない方。または、定期接種の対象年齢に該当するが、過去に接種履歴がある方
接種医療機関	県内の広域実施医療機関（町内医療機関は表2参照）	任意の医療機関
接種費用（個人負担分）	接種時に2,500円の個人負担を支払う	一旦、医療機関で全額を支払い、基山町保健センターへ申請後、3,000円を上限に助成 ※申請に必要なもの 申請書（保健センターにあります）、 領収書の原本、印鑑（認め印可）、 振込を希望する口座番号
接種回数	1回	2回まで助成可能（5年以上の期間をあけて）
接種期間	4月1日（水）～令和3年3月31日（水）	任意の時期

【表1】令和2年度の定期予防接種対象者

65歳	昭和30年4月2日～昭和31年4月1日生
経過措置による定期予防接種対象者（令和2年度）	
70歳	昭和25年4月2日～昭和26年4月1日生
75歳	昭和20年4月2日～昭和21年4月1日生
80歳	昭和15年4月2日～昭和16年4月1日生
85歳	昭和10年4月2日～昭和11年4月1日生
90歳	昭和5年4月2日～昭和6年4月1日生
95歳	大正14年4月2日～大正15年4月1日生
100歳	大正10年4月1日以前に生まれた方

【表2】町内の定期接種実施医療機関

医療機関名	住所	電話番号	予約
池田胃腸科外科	小倉545-55	92-2308	不要
きやま鹿毛医院	宮浦399-1	92-2650	要
さかい胃腸・内視鏡内科クリニック	小倉1059-2	92-1121	要
つくし整形外科医院	園部2765-25	92-7655	要
中洲医院	宮浦259-45	81-0061	要
鹿毛診療所	宮浦186-65	50-8059	要
なるお内科小児科	けやき台1丁目23-7	92-4170	不要

※定期接種は、上記以外の県内の登録医療機関でも助成を受けることができます。
※任意接種は、県外を含め、個人の希望する医療機関で接種可能です。

肺炎球菌ワクチンの効果と副反応

ワクチンを接種することで、肺炎球菌による肺炎の約80%に対応することができます。接種をしてから免疫ができるまで約1か月かかり、その免疫は約5年続くといわれています（個人差あり）。主な副反応は、接種部位の腫れ・痛み、軽い発熱がみられることがあります。通常1～2日で消失します。高熱や体調の変化、その他の異常反応に気付いた場合は、医療機関を受診してください。

第 24 回佐賀県

さわやかスポーツ・レクリエーション祭 参加者募集

申 問 まちづくり課 文化・スポーツ係 ☎92-7935

第 24 回佐賀県さわやかスポーツ・レクリエーション祭が佐賀市、唐津市、伊万里市、有田町、玄海町にて開催されます。各種目は公式競技規則にとらわれることなく、楽しく参加できるように工夫がされています。また、スポーツ体験コーナーもありますので、皆様のご参加をお待ちしております。

大会要項・申込書等は、インターネットで「第 24 回佐賀県さわやかスポーツ・レクリエーション祭を開催します」を検索し、「種目別実施要項」よりダウンロードできます。

▽日程 5 月 24 日（日）

※スポーツウエルネス吹矢・壮年サッカーは 5 月 17 日（日）

※ソフトバレーボール・武術太極拳は 5 月 31 日（日）

※種目によっては雨天の場合、延期になる場合があります。

▽参加料 大人 800 円、小学生以下 400 円（傷害保険料を含む）

障害者手帳をお持ちの方は、半額になります。参加料納入後の返金はいりません。

▽申込締切 5 月 1 日（金）

町の行事で発表してみませんか？

国歌独唱・斉唱をしていただける方を募集します

申 問 まちづくり課 文化・スポーツ係 ☎92-7935 ☎92-0741

町で開催する体育行事の開会式で国歌独唱・斉唱をボランティアで行っていただける方を募集します。体育行事を盛り上げて頂ける方、日ごろの練習の成果を披露していただける方の応募をお待ちしております。

▽応募資格 年齢、性別、資格、経験、個人・団体、プロ・アマ不問

▽対象行事

・区対抗スポーツ大会 5 月 17 日（日）

・町民体育大会 10 月 11 日（日）

▽募集期間 5 月 1 日（金）まで

▽応募方法 まちづくり課（役場 2 階）窓口、電話又は F A X でお申込み下さい。

※応募多数の場合は抽選とさせていただきます。

お知らせ

消費生活コラム Vol.6

安売りにつられて通ったら…高額な健康食品を売りつけられた

問 住民課 暮らしの安心・安全係 ☎85-8171（毎週金曜日 午前 9 時 30 分～午後 3 時 30 分）

【事例】

近所の空き店舗に新しく入った店では、食品等が安く売られており、健康について説明もしてくれるので、毎日のように通っていた。数日前、血管の話聞いた後、薬を飲むよりも血管がきれいになるという健康食品を「今日が締め切り」などと勧められ、断りきれずに購入した。代金約 13 万円は高額すぎる。クーリングオフしたい。

（80 歳代 女性）

【アドバイス】

無料や安価で販売される食品や日用品を目当てに、空店舗等を利用した会場に通っていたところ、高額な健康食品等を勧められたという相談が寄せられています。

通い続けて顔見知りになり、言葉巧みに勧誘を受けると、断りきれなくなる場合もあります。安易にそのような場に行かない事が大切です。会場に足を運んでしまった場合は、勧誘されても必要がなければその場できっぱり断りましょう。

（出典：国民生活センター 見守り新鮮情報第 301 号）

※困ったときは、消費生活センター等にご相談ください。（消費者ホットライン 188）